



山形県公報

令和 7 年 8 月 15 日 (金)
第 630 号
~~~~~  
毎 週 火 ・ 金 曜 日 発 行

## 目 次

### 告 示

○道路の区域の変更…………… (最上総合支庁建設総務課) ……875

### 公 告

○大規模小売店舗の新設の届出…………… (商業振興・経営支援課) …… 同

## 告 示

### 山形県告示第597号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 8 月 15 日から同月 29 日まで縦覧に供する。  
令和 7 年 8 月 15 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長      |
|----------------------------------------|------|---------------------|----------|
| 最上郡鮭川村大字佐渡字佐渡1977番 2 から<br>同 937番 2 まで | 旧    | 66.0 メートル<br>} 14.7 | 390 メートル |
| 同 上                                    | 新    | 66.0 メートル<br>} 14.7 | 同 上      |

## 公 告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び米沢市役所において令和 7 年12月 15 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 15 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) クスリのアオキ米沢林泉寺店  
米沢市林泉寺二丁目2264番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称         | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-------------|-----------------|---------|
| 株式会社クスリのアオキ | 石川県白山市松本町2512番地 | 青 木 宏 憲 |

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称         | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-------------|-----------------|---------|
| 株式会社クスリのアオキ | 石川県白山市松本町2512番地 | 青 木 宏 憲 |

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年4月1日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,323平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 50台
- (2) 駐輪場の収容台数 5台
- (3) 荷さばき施設の面積 64平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 4.1立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前9時  
ロ 閉店時刻 翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日

## 8 届出年月日

令和7年7月31日

## 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年12月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見